

令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度熊本県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,343,954千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		851,275
	1 使 用 料	851,275
2 国庫支出金		152,200
	1 国庫補助金	152,200
3 財産収入		137,500
	1 財産売却収入	137,500
4 繰入金		630,077
	1 一般会計繰入金	630,077
5 繰越金		59,448
	1 繰越金	59,448
6 諸収入		20,254
	1 雑 入	20,254
7 県 債		1,493,200
	1 県 債	1,493,200

款	項	金 額
		千円
歳 入	合 計	3,343,954

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,530,000
	1 港 湾 費	1,530,000
2 公 債 費		1,813,954
	1 公 債 費	1,813,954
歳 出	合 計	3,343,954

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 物流拠点機能向上事業 (ガントリークレーン) 熊 本 市	令和4年度 ～令和5年度	千円 1,056,000	
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	588,000 468,000	
2 物流拠点機能向上事業 (ストラドルキャリア) 熊 本 市	令和4年度	75,000	

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
<p>港湾整備事業費</p>	<p>1,493,200</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算

令和3年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,430千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		38,878
	1 財 産 運 用 収 入	38,878
2 繰 入 金		49,184
	1 基 金 繰 入 金	49,184
3 繰 越 金		85,368
	1 繰 越 金	85,368
歳 入 合 計		173,430

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		173,430
	1 港 湾 費	173,430
歳 出 合 計		173,430

令和3年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

令和3年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ474,814千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		391,995
	1 財 産 売 払 収 入	391,995
2 繰 越 金		82,819
	1 繰 越 金	82,819
歳 入 合 計		474,814

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円 474,814
	1 公 債 費	474,814
歳 出 合 計		474,814

令和3年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和3年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 862,589千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		664
	1 財 産 運 用 収 入	664
2 繰 入 金		4,500
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,500
3 繰 越 金		40,860
	1 繰 越 金	40,860
4 諸 収 入		816,565
	1 貸 付 金 元 利 収 入	816,565
歳 入 合 計		862,589

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 教 育 費		862,589
	1 育 英 資 金	862,589
歳 出 合 計		862,589



令和3年度熊本県林業改善資金特別会計予算

令和3年度熊本県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 811,034千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		712
	1 一般会計繰入金	712
2 繰 越 金		267,390
	1 繰 越 金	267,390
3 諸 収 入		542,932
	1 貸付金元利収入	376,682
	2 雑 入	166,250
歳 入 合 計		811,034

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		811,029
	1 林 業 改 善 資 金	811,029
2 諸 支 出 金		5
	1 繰 出 金	5
歳 出 合 計		811,034

令和3年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 156,080千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		771
	1 一般会計繰入金	771
2 繰 越 金		85,025
	1 繰 越 金	85,025
3 諸 収 入		70,284
	1 貸付金元利収入	70,284
歳 入 合 計		156,080

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 農 林 水 産 業 費		156,080
	1 沿岸漁業改善資金	156,080
歳 出 合 計		156,080

令和3年度熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計予算

令和3年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,293,652千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		505,712
	1 繰 越 金	505,712
2 諸 収 入		787,940
	1 貸付金元利収入	787,940
歳 入 合 計		1,293,652

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 総 務 費		1,213,652
	1 市町村振興資金	1,213,652
2 諸 支 出 金		80,000
	1 繰 出 金	80,000
歳 出 合 計		1,293,652

令和3年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和3年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,072,940千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		26,970
	1 財 産 運 用 収 入	26,970
2 繰 越 金		112,970
	1 繰 越 金	112,970
3 県 債		933,000
	1 県 債	933,000
歳 入 合 計		1,072,940

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		26,689
	1 工 鉱 業 費	26,689
2 公 債 費		934,736
	1 公 債 費	934,736
3 諸 支 出 金		111,515
	1 繰 出 金	111,515
歳 出 合 計		1,072,940

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	933,000	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。



令和3年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算  
令和3年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,843,640千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」に  
よる。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすこ  
とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2  
表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		107,321
	1 諸 収 入	107,321
2 水 保 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 繰 入 金	276,268
3 支 援 措 置 費		1,703,587
	1 国 庫 支 出 金	429,283
	2 繰 入 金	1,168,304
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,843,640

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 チ ッ ソ 貸 付 費		536,604
	1 公 債 費	536,604
2 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276,268
	1 公 債 費	276,268
3 支 援 措 置 費		1,274,304
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	1,168,304
4 一 時 金 支 払 関 係 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,843,640



令和3年度熊本県公債管理特別会計予算

令和3年度熊本県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,641,349千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		279,821
	1 財 産 運 用 収 入	279,821
2 繰 入 金		53,235,449
	1 一 般 会 計 繰 入 金	35,020,449
	2 基 金 繰 入 金	18,215,000
3 県 債		58,126,079
	1 県 債	58,126,079
歳 入 合 計		111,641,349

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		千円
		111,641,349
	1 公 債 費	111,641,349
歳 出 合 計		111,641,349

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	58,126,079	(借入先) 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。) (その他) 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から 据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。

令和3年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,531,363千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		55,026,531
	1 負担金	55,026,531
2 国庫支出金		58,366,693
	1 国庫負担金	36,989,420
	2 国庫補助金	21,377,273
3 財産収入		20,792
	1 財産運用収入	20,792
4 繰入金		13,840,005
	1 一般会計繰入金	11,697,692
	2 基金繰入金	2,142,313
5 諸収入		62,277,342
	1 雑収入	62,277,342
歳 入 合 計		189,531,363

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		189,354,539
	1 社 会 福 祉 費	189,354,539
2 衛 生 費		176,824
	1 公 衆 衛 生 費	176,824
歳 出 合 計		189,531,363

令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連市町村数 11市町村
- (2) 年間総処理水量 30,598,987 m<sup>3</sup>
- (3) 1日平均処理水量 83,833 m<sup>3</sup>
- (4) 主要な建設改良事業
  - イ 熊本北部流域下水道建設事業 387,000千円
  - ロ 球磨川上流流域下水道建設事業 118,000千円
  - ハ 八代北部流域下水道建設事業 422,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 流域下水道事業収益		3,387,622千円
第1項 営業収益		1,502,026千円
第2項 営業外収益		1,885,596千円
	支 出	
第1款 流域下水道事業費用		3,314,807千円
第1項 営業費用		3,193,068千円
第2項 営業外費用		121,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額489,171千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,912千円及び過年度分損益勘定留保資金423,259千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 資本的収入		1,072,561千円
第1項 企業債		333,600千円
第2項 補助金		520,000千円
第3項 負担金		210,100千円
第4項 長期貸付金償還金		8,861千円
	支 出	
第1款 資本的支出		1,561,732千円
第1項 建設改良費		942,929千円
第2項 企業債償還金		609,942千円
第3項 他会計借入金償還金		8,861千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道建設事業 (主ポンプ設備等) 熊 本 市	令和4年度	千円 297,700
球磨川上流流域下水道建設事業 (脱水機設備等) 錦 町	令和4年度	140,400

八代北部流域下水道建設事業 (ポンプ場新設等) 八 代 市	令和4年度	650,000
-------------------------------------	-------	---------

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
熊本北部流域 下水道事業費	91,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができ る。
球磨川上流流域 下水道事業費	24,000	(その他) 工事、財政その 他の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。		
八代北部流域 下水道事業費	92,000	発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。		
流域下水道事業 会計借換債	120,000			
計	327,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 流域下水道事業費用

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

48,858千円

令和3年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 57,622,000kWh

(2) 主要な建設改良事業

イ 緑川発電所リニューアル事業 3,128,050千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益 1,590,731千円

第1項 営業収益 1,481,485千円

第2項 営業外収益 109,246千円

支 出

第1款 事業費 1,822,353千円

第1項 営業費用 1,768,464千円

第2項 営業外費用 13,889千円

第3項 予備費 40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額768,206千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額301,832千円、過年度分損益勘定留保資金166,374千円及び地域振興積立金300,000円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 3,308,554千円

第1項 他会計からの返還金 265,554千円

第2項 企業債 3,023,000千円

第3項 荒瀬ダム関連交付金等 20,000千円

支 出

第1款 資本的支出 4,076,760千円

第1項 建設改良費 3,290,157千円

第2項 企業債償還金 171,049千円

第3項 他会計への繰出金 565,554千円

第4項 予備費 50,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち300,000千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
緑川発電所リニューアル関連事業	令和3年度 ～令和4年度	千円 71,322
	年次別内訳 令和3年度 令和4年度	21,212 50,110

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電設備等 更新事業	3,023,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができる。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合によ り、繰上償還をな し、又は借換えを することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

503,742千円

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和3年度熊本県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水箇所数	39箇所
(2) 年間総給水量	9,018,785 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	24,709 m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 事業収益		994,246千円
第1項 営業収益		661,814千円
第2項 営業外収益		332,432千円
支 出		
第1款 事業費		1,154,544千円
第1項 営業費用		1,098,120千円
第2項 営業外費用		46,424千円
第3項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額133,281千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,870千円及び過年度分損益勘定留保資金118,411千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		672,405千円
第1項 企業債		78,000千円
第2項 長期借入金		445,946千円
第3項 工事受託金		11,556千円
第4項 補助金		129,154千円
第5項 会計内返還金		7,749千円
支 出		
第1款 資本的支出		805,686千円
第1項 建設改良費		167,458千円
第2項 企業債償還金		322,487千円
第3項 長期借入金償還金		300,741千円
第4項 予備費		15,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業 設備更新等事業	78,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができ

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

73,471千円

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、137,665千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。



令和3年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 収容台数 335台

(2) 年間総駐車台数 300,444台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			111,122千円
第1項 営業収益			104,742千円
第2項 営業外収益			6,380千円
	支	出	
第1款 事業費			108,781千円
第1項 営業費用			100,781千円
第2項 営業外費用			7,000千円
第3項 予備費			1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,000千円は、地域振興積立金200,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			200,000千円
第1項 他会計への繰出金			200,000千円

(積立金の目的外使用)

第5条 建設改良積立金のうち141,738千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

  第1款 事業費

    第1項 営業費用

    第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,793千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和3年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入        院	38,961人
外        来	26,620人
(3) 一日平均患者数	
入        院	107人
外        来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収          入	
第1款 病院事業収益		1,723,148千円
第1項 医業収益		797,035千円
第2項 医業外収益		926,113千円
	支          出	
第1款 病院事業費用		1,722,442千円
第1項 医業費用		1,680,159千円
第2項 医業外費用		41,783千円
第3項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額110,168千円は過年度分損益勘定留保資金110,168千円で補てんするものとする。）。

	収          入	
第1款 資本的収入		644,970千円
第1項 企業債		482,000千円
第2項 一般会計負担金		162,970千円
	支          出	
第1款 資本的支出		755,138千円
第1項 建設改良費		508,945千円
第2項 企業債償還金		246,193千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事          項	期          間	限 度 額
空調設備及び照明設備等 大規模改修事業	令和4年度	千円 474,465

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業設備等 更新事業	482,000	(借入先) 銀行、地方公共団体金融機構、財務省、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行 (その他) 工事、財政その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、財政その他の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,079,840千円
  - (2) 交 際 費 70千円
- (たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。